

幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化について

- 子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組むもの。
- 「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）において、以下の方針が示され、消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされている。
- 具体的な手続き等については、現在検討が行われているところ。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子供たちの利用料を無償化。
 - * 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化（上限月額2.57万円）。
 - * 実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。
 - * 幼稚園（4時間程度）については満3歳（3歳になった日）から、保育所については3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から無償化。その他の施設等については、上記取扱いも踏まえて、検討が行われているところ。
- 0歳から2歳児の子供たちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化。

【対象施設・サービス】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象。

※ 最優先の課題である待機児童解消の実現に向けては、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒し、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進める。

資料9

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園の預かり保育を利用する子供たちについては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化（上限月額2.57万円）に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。

※ 認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含む。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 認可外保育施設等を利用する子供たちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化。
- 0歳から2歳児の子供たちについては、住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。

【対象施設・サービス】

- 認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指す。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業が対象。
- 無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

いわゆる「障害児通園施設」を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子供たちについて、利用料を無償化。
 - * 3歳から5歳が対象（なお、0歳から2歳児の住民税非課税世帯については、既に無償となっている）。
- 幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象。

幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）


3歳～5歳
〔保育の必要性の認定
事由に該当する子供〕

- ・共働き家庭
- ・シングルで働いている家庭
など



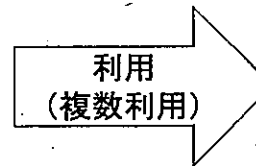
幼稚園、保育所、認定こども園、
障害児通園施設 (※)

無償
(幼稚園は月2.57万円まで)



幼稚園の預かり保育

幼稚園保育料の無償化
(月2.57万円まで)に加え、月1.13万円
(月3.7万円との差額)まで無償



認可外保育施設、ベビーシッターなど
(一般的にいう認可外保育施設、自治体の認証保育施設など)

月3.7万円まで無償



幼稚園、保育所、
認定こども園 + 障害児通園施設

ともに無償
(幼稚園は月2.57万円まで)


3歳～5歳
〔上記以外〕

- ・専業主婦(夫)家庭 など



幼稚園、認定こども園、
障害児通園施設

無償
(幼稚園は月2.57万円まで)



幼稚園、認定こども園 + 障害児通園施設

ともに無償
(幼稚園は月2.57万円まで)

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

(※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

幼児教育無償化に係る国・地方の負担割合の基本的な考え方（案）

※ 幼児教育無償化の財源は、消費税率引上げに伴い国と地方へ配分される増収分を活用。

【国・地方の負担割合】

1：現行制度があるもの

今回の無償化の実現に当たっては、現行制度の負担割合と同じ負担割合とする。ただし、幼稚園（未移行園）に係る負担割合については、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

2：それ以外

今般の幼児教育無償化の実施により、新たに無償化の対象となる認可外保育施設、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等の負担割合について、子ども・子育て支援は全ての構成員が各々の役割を果たすことが求められるという子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

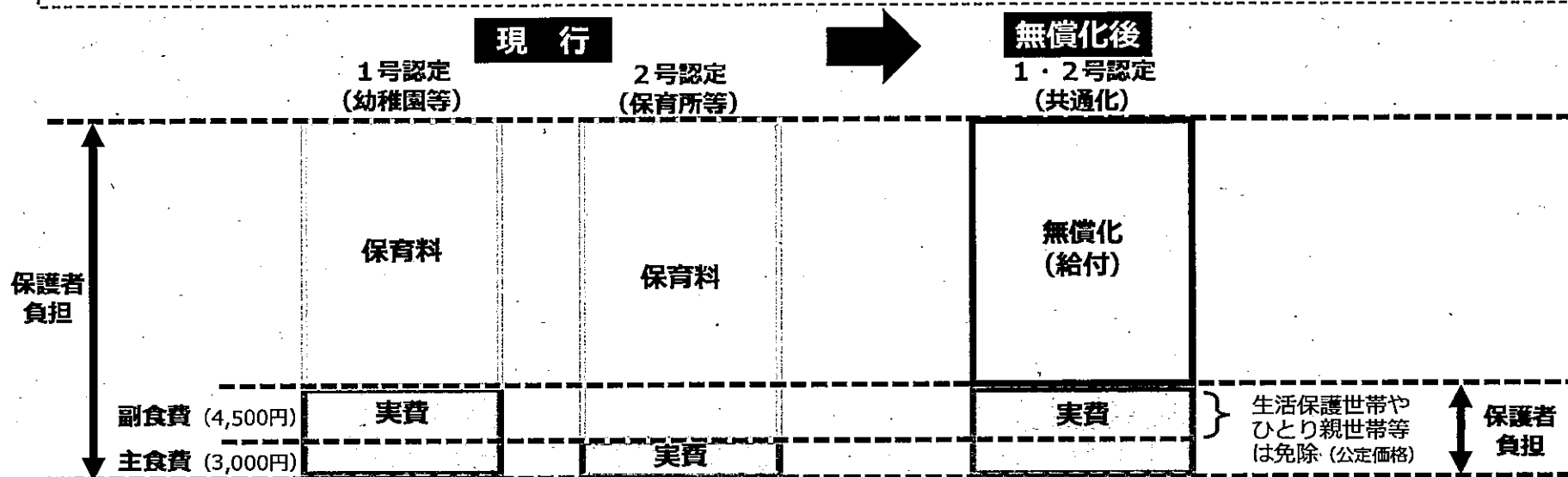
法律上の 位置付け (予定)	区分		負担割合		
			国	都道府県	市町村
施設型給付 (地域型保育給付含む)	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4
		公立	-	-	10/10
子育て支援 施設等利用給付 (仮称)	<旧制度> 私立幼稚園		1/3 ⇒1/2	- ⇒1/4	2/3 ⇒1/4
	認可外保育施設		1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4
	一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、 病児保育事業		1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4
	預かり保育		1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4

1. 幼児教育無償化に伴う食材料費の見直し

(1) 食材料費（副食費）の取扱いに関する方向性（案）

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）
 - 生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する（現物給付）。
 - ※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子
 - さらに、副食費の免除対象の拡充等の措置を検討する。
- 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



(2) 取扱いの見直しに関する周知等

- ・ 特に利用調整により利用施設が決まる2号認定子ども（保育所等（3～5歳））について、食材料費の負担が著しく高額になることなどがないよう方策を検討する。
- ・ 食材料費の取扱いの見直しや、生活保護世帯やひとり親世帯等への免除の拡充について、わかりやすい周知用資料を作成するなどして、保護者に向けて丁寧な周知を行う。
- ・ 食育は保育の重要な要素であることを踏まえ、食材料費の「見える化」による保護者の関心の高まりや施設の説明責任の明確化を通じ、アレルギー対応や保護者への栄養に関する助言など、食育の充実につなげる方策を検討する。
- ・ 新制度未移行幼稚園における食材料費（副食費）についても、低所得者への負担軽減措置を検討する。

(参考) 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」(平成30年5月)(抜粋)

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。